

# 通信回線卸サービス約款

第4.0版

2017年 4月 3日

京セラコミュニケーションシステム株式会社

## 【目次】

<b>第1章 総則</b> .....	<b>5</b>
第1条 約款の適用.....	5
第2条 約款の変更.....	5
第3条 用語の定義.....	5
第4条 当社からの通知.....	8
<b>第2章 卸契約</b> .....	<b>9</b>
第5条 卸契約の申し込み.....	9
第6条 卸契約申し込みの承諾.....	9
第7条 再卸の禁止.....	9
第8条 サービスの最低利用期間.....	9
第9条 契約者が行う卸契約の解除.....	10
第10条 当社が行う卸契約の解除.....	10
第11条 卸契約の終了.....	10
第12条 利用者等への対応.....	10
第13条 卸契約上の地位の移転又は承継.....	11
第14条 サービスの廃止.....	11
<b>第3章 回線卸契約</b> .....	<b>12</b>
第15条 回線卸契約の単位.....	12
第16条 回線卸契約の申し込み.....	12
第17条 回線卸契約申し込みの承諾.....	12
第18条 契約者の氏名等の変更の届出.....	12
第19条 権利譲渡の禁止.....	13
第20条 契約者が行う回線卸契約の解除.....	13
第21条 回線の最低利用期間.....	13
第22条 当社が行う回線卸契約の解除.....	13
第23条 回線卸契約の終了.....	13
<b>第4章 電気通信設備の結合</b> .....	<b>14</b>
第24条 責任分界点の設置.....	14
第25条 回線接続用ハウジングスペースの利用.....	14
第26条 回線終端装置の撤去.....	14
第27条 工事の立会い.....	14
<b>第5章 料金</b> .....	<b>15</b>

第28条 料金の支払義務 .....	15
第29条 料金の計算方法 .....	15
第30条 料金の支払方法 .....	16
第31条 LTEオプション料の支払義務 .....	16
第32条 ユニバーサルサービス料の支払義務 .....	16
第33条 消費税相当額の加算 .....	16
第34条 預託金 .....	16
第35条 割増金 .....	17
第36条 延滞利息 .....	17
<b>第6章 特定データ通信機器の利用 .....</b>	<b>17</b>
第37条 UIMカードの貸与 .....	17
第38条 電話番号その他の情報の登録等 .....	17
第39条 UIMカードの情報消去及び破棄 .....	17
第40条 UIMカードの管理責任 .....	17
第41条 UIMカード暗証番号 .....	18
第42条 特定データ通信機器の接続 .....	18
第43条 特定データ通信機器に異常がある場合等の検査 .....	19
第44条 特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い .....	19
第45条 特定データ通信機器の電波法に基づく検査 .....	19
<b>第7章 利用上の制限 .....</b>	<b>20</b>
第46条 利用の制限 .....	20
第47条 その他利用の制限 .....	21
第48条 通信の条件 .....	21
<b>第8章 利用の中止及び停止 .....</b>	<b>22</b>
第49条 利用の中止 .....	22
第50条 利用の停止 .....	22
<b>第9章 保守 .....</b>	<b>23</b>
第51条 当社の維持責任 .....	23
第52条 契約者の維持責任 .....	23
第53条 切分責任 .....	23
第54条 修理又は復旧 .....	23
<b>第10章 損害賠償 .....</b>	<b>24</b>
第55条 利用不能による直接損害 .....	24

第56条 免責事項 .....	24
<b>第11章 雑則.....</b>	<b>25</b>
第57条 承諾の限界.....	25
第58条 禁止事項 .....	25
第59条 他の電気通信事業者への通知.....	26
第60条 秘密保持及び個人情報の保護.....	26
第61条 期限の利益喪失 .....	27
第62条 認定機器以外の無線機器の扱い .....	27
第63条 検査等のための無線機器の持込み.....	27
第64条 書面解除時の特例措置 .....	28
第65条 約款の有効性 .....	28
第66条 準拠法.....	28
第67条 合意管轄 .....	28

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(注1)ならびにその他電気通信事業における消費者保護に関する法令等(注2)にしたがい、料金その他の提供条件(以下「提供条件」といいます。)を規定する通信回線卸サービス約款(以下「約款」といいます。)を定め、契約者に対して通信回線卸サービスを提供します。

(注1)「改正電気通信事業法(平成17年法律第21号)」平成17年4月1日施行

(注2)「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン:電気通信事業法第18条第3項(事業の休廃止に係る周知関係)、第26条(提供条件の説明義務)、第27条(苦情等の処理関係)及び関係省令等の運用に関するガイドライン(平成16年3月総務省公表)」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」

### 第2条 約款の変更

1 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、通信回線卸サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款の変更を行う場合、第4条(当社からの通知)に基づき契約者に通知します。通知後1ヶ月を経過したとき、利用契約の解除をしていない全ての契約者がこの変更に同意したものと取り扱い、これ以後、変更後のこの約款に効力が生じます。

ただし、契約者にとって提供条件が不利とならないものについては、通知とともに変更後の約款に効力が生じるものとします。

### 第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備。
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3. 登録電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者
4. 届出電気通信事業者	事業法第16条第1項の届出を行った者
5. 電気通信事業者	登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者
6. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

7. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
8. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
9. 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、通信回線卸サービスに係る契約に基づいて使用されるもの。
10. 無線基地局設備	無線機器(アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
11. 特定データ通信機器	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。)第49条の29に定める条件に適合する無線機器。
12. 通信回線卸サービス	当社の電気通信サービスのうち、当社が事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供するサービスのこと。
13. 契約者回線	この約款に基づき当社が無線基地局設備と特定データ通信機器との間に設定する電気通信回線
14. 卸契約	この約款に基づき当社から通信回線卸サービスの提供を受けるための契約。
15. 契約者	この約款に基づき当社との間で卸契約を締結した法人のこと。
16. 再卸	契約者が当社から提供を受けた通信回線卸サービスを他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供すること。
17. MVNOサービス	契約者が通信回線卸サービスを利用して提供する電気通信サービスのこと。
18. 利用者	MVNOサービスの提供を受けている者のこと。
19. CUI	MVNOサービスの利用者を一意に識別するために当社が別に定めるところにより割り当てられる英字又は数字の組み合わせ
20. UIMカード	電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、通信回線卸サービス(WiMAX2+通信をご利用の契約者に限る)の提供のために当社が契約者に貸与するもの
21. 回線卸契約	卸契約に基づき、契約者が当社から提供される契約者回線を利用するための契約であり、一の回線ごとに申し込みを行うことにより成立するもの。
22. ネットワークセンター	当社が設置する通信の用に供するための建物であって、当社と契約者

	との電気通信設備に対する責任分界点の設置場所を有するもの。
23. 回線終端装置	契約者が当社の電気通信設備と通信を行うための接続用回線の終端の場所に設置する電気通信設備。
24. 責任分界点	卸契約に基づく当社と契約者との間の電気通信設備の保守責任の分界点
25. WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備。
26. LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備。
27. WiMAX2+機器	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
28. WiMAX2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX2+基地局設備との間に設定される契約者回線。
29. LTE回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備との間に設定される契約者回線。
30. WiMAX2+通信	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備であり、無線局の免許人が協定事業者のUQコミュニケーションズ株式会社であるものに限る)により行われる通信
31. LTE通信	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備(無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備であり、無線局の免許人が協定事業者のKDDI株式会社及び沖縄セルラー株式会社であるものに限る)により行われる通信
32. 料金月	1の暦月の起算日(当社が回線卸契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
33. パケット通信料	128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出した通信料。
34. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
35. 協定事業者	当社に電気通信サービスを供給する電気通信事業者のこと。この場合、UQコミュニケーションズ株式会社及びKDDI株式会社及び沖縄セルラー株式会社をいいます。

#### 第4条 当社からの通知

- 1 当社が、契約者への周知が必要と判断したときは、通信回線卸サービスに関する提供条件のほか必要な周知事項の通知を、当社が運営する WEB ページ上への掲載又は契約者に個別に配信する電子メールを通じて行うことがあります。
- 2 前項の通知の内容は、当社が運営する WEB ページ上に掲載されたとき、あるいはユーザー登録において契約者が登録した電子メールアドレスに配信されたときをもって、全ての契約者に通知されたものとして取り扱います。



## 第2章 卸契約

### 第5条 卸契約の申し込み

卸契約の申し込みをするときは、必要事項を記入のうえ当社所定の契約申込書を提出するものとします。

### 第6条 卸契約申し込みの承諾

- 1 当社は卸契約の申し込みがあったときは、その受付順に書面によって承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社はその申し込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
  - ① 卸契約の申し込みをした者が通信回線卸サービスに係る料金その他の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
  - ② 前条に基づき提出されたサービス利用申込書その他の書類に不備があるとき。
  - ③ 卸契約の申し込みをした者が、第50条(利用の停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、通信回線卸サービスの利用を停止されたことがあるとき又は通信回線卸サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - ④ 卸契約の申し込みをした者の電気通信サービスの需要見込み等から判断して当社の電気通信設備の保持が困難となるおそれがあるとき。
  - ⑤ 第12条(利用者等への対応)第1項6号の規定に違反するおそれがあるとき。
  - ⑥ 卸契約の申し込みをした者が事業法(MVNOサービスの提供に必要となる事業法第9条又は第16条第1項に係る手続きをいいます。以下同じとします。)を行った事実を確認できなかったとき(その事業法手続が行われる見込みがあると当社が判断したときを除きます。)
  - ⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### 第7条 再卸の禁止

1 契約者は、当社から提供を受けた通信回線卸サービスを他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供する再卸を行ってはならないものとします。

### 第8条 サービスの最低利用期間

- 1 卸契約に基づき提供する通信回線卸サービスの最低利用期間は、その提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に卸契約が終了した場合は、残余の期間に対応するサービス基本料金(月額単位とし、日割りは行わないものとします)の額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払うことを要します。ただし、当社の責めに帰すべき事由により卸契約が終了した場合は、この限りではありません。
- 3 前項の支払額は、当該終了時点に適用されていた料金に基づき計算するものとします。

#### 第9条 契約者が行う卸契約の解除

契約者は、卸契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により申し出るものとします。

#### 第10条 当社が行う卸契約の解除

- 1 当社は、第50条(利用の停止)の規定により通信回線卸サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、卸契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、卸契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちに卸契約を解除することができます。

#### 第11条 卸契約の終了

卸契約は、次のいずれかに該当する場合は、当該事由発生時に終了するものとします。

- ① 契約者が電気通信事業の登録を取り消されたとき(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。)
- ② 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- ③ 契約者が合併によらず解散したとき。
- ④ その他、通信回線卸サービスを提供できなくなったとき。

#### 第12条 利用者等への対応

1 契約者は、次のことを守っていただきます。

- ① 利用者への対応は、契約者の責任で適切に行い、当社又は協定事業者に対して何ら対応を求めないものとします。
- ② 当社又は協定事業者が利用者から問合せ又は苦情等を受けたときは、契約者が当社に通知した契約者の連絡先を利用者へ案内するものとし、その後は全て契約者が対応するものとします。
- ③ 当社又は協定事業者は契約者が提供するMVNOサービスに起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ④ 当社又は協定事業者が MVNO サービスに関し、裁判所、検察、警察、監督官庁等から法令に基づく調査、問い合わせ等を受けたときは、当社は、契約者が当社に通知した契約者の連絡先を案内できるものとし、その後は、全て契約者が対応するものとします。
- ⑤ 当社又は協定事業者は、契約者の利用者からの問合せ又は苦情等に対応せざるを得なかった場合は、その対応に要した費用を契約者に求償できるものとします。
- ⑥ 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業(事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。)の用に供してはならないものとします。

- ⑦ 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- ⑧ 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- ⑨ 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- ⑩ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で通信回線卸サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、第58条(禁止事項)に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- ⑪ 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

#### 第13条 卸契約上の地位の移転又は承継

- 1 契約者が卸契約上の地位を移転しようとする場合又は契約者について法人の合併若しくは分割により卸契約上の地位の承継を行う場合は、当社の事前の書面による承諾を受けなければ、その効力を生じないものとします。
- 2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後相続する人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書面を添えて、当社に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上で有るときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を、当社の判断により代表者として取り扱います。
- 5 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第18条(契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

#### 第14条 サービスの廃止

当社は、当社の都合により通信回線卸サービスの全部又は一部を、休止又は廃止する場合があります。この場合は、契約者に対し休止又は廃止する日の90日前までに書面又は電子メールによりその旨を通知します。

### 第3章 回線卸契約

#### 第15条 回線卸契約の単位

当社は、契約者との間において、一のCUIごとに一の回線卸契約を締結するものとします。

#### 第16条 回線卸契約の申し込み

回線卸契約の申し込みをするときは、当社指定の回線利用申込書を提出するものとします。但し、当社指定のWEBシステムの操作によって代える事ができます。

#### 第17条 回線卸契約申し込みの承諾

- 1 当社は回線卸契約の申し込みの承諾を延期することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は次の場合には、回線卸契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - ① 前条に基づき提出された回線利用申込書その他の書類に不備があるとき。
  - ② 卸契約の申し込みをした者が、第50条(利用の停止)第1項各号の規定のいずれかに該当しているとき。
  - ③ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### 第18条 契約者の氏名等の変更の届出

- 1 契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレスに又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の書面にに基づき当社に届け出ていただきます。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
- 3 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

#### 第19条 権利譲渡の禁止

契約者が回線卸契約に基づいて通信回線卸サービスおよび契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡できないものとします。ただし、契約者の卸契約上の地位の移転をあらかじめ当社が承諾した場合は、この限りではありません。

#### 第20条 契約者が行う回線卸契約の解除

契約者は、回線卸契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により申し出るものとします。但し、当社指定のWEBシステムの操作によって代える事ができます。

#### 第21条 回線の最低利用期間

- 1 当社は、卸契約に基づき提供する通信回線卸サービスの最低利用期間を設定しています。
- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約が終了した場合は、当社所定の料金に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払うことを要します。  
ただし、当社の責めに帰すべき事由により契約が終了した場合は、この限りではありません。

#### 第22条 当社が行う回線卸契約の解除

- 1 当社は、第50条(利用の停止)の規定により通信回線卸サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、回線卸契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、回線卸契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちに回線卸契約を解除することができます。

#### 第23条 回線卸契約の終了

回線卸契約は、卸契約の終了と同時に終了するものとします。

## 第4章 電気通信設備の結合

### 第24条 責任分界点の設置

- 1 当社及び契約者は、ネットワークセンター内の当社が指定する場所に責任分界点を設置するものとします。
- 2 当社及び契約者は、自己の電気通信設備と責任分界点との間の接続用回線その他の電気通信設備の設置、撤去又は保守等を自己の責任で実施するものとします。

### 第25条 回線接続用ハウジングスペースの利用

- 1 契約者は、当社の許可を得て、当社又は協定事業者がネットワークセンター内のラックに割り当てたスペースに、回線終端装置その他当社が認めた付属品（以下「回線終端装置等」といいます。）を設置できるものとします。
- 2 契約者は、回線終端装置等の設置、撤去若しくは保守等のために契約者若しくは契約者が委託した者がした行為又は回線終端装置等の瑕疵その他の事由により当社又は第三者に損害を与えた場合には、その原状復旧、修繕又は修理その他の処置に要した費用及び当社又は当該第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

### 第26条 回線終端装置の撤去

- 1 契約者は、前条に規定するスペースの利用を終了する場合は、当社との協議により定める撤去期限までに、当該スペースに設置した回線終端装置等を撤去し、契約者が利用する前の原状に復旧しなければならないものとします。この場合において、契約者は、その撤去及び原状復旧に要した費用並びに当社の電気通信設備等を原状に復旧するために当社が要した一切の費用を負担するものとします。
- 2 当社は、契約者が前項に定めた撤去期限を超過してもなお撤去義務を履行しない場合は、何ら催告することなく、当社の判断により契約者の回線終端装置等を撤去及び処分することができるものとし、契約者は当社がその撤去、処分及び原状復旧等に要した一切の費用を負担するものとします。
- 3 当社は、前項の規定に基づき当社が回線終端装置等を撤去及び処分する場合において、その中に第三者の所有物が含まれるときは、当該第三者に対して撤去を要請するものとし、契約者は当社及び当該第三者がその撤去及び原状復旧等に要した一切の費用を負担するものとします。
- 4 契約者は、第2項の規定に基づき当社が回線終端装置等を撤去及び処分する場合において、その中に含まれる第三者の所有物に滅失又は毀損が生じたときは、当該第三者が被った被害について、一切の責任を負うものとします。

### 第27条 工事の立会い

- 1 当社及び契約者は、ネットワークセンター内における電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧等の工事にあたって、相手方の立会いが必要と判断した場合には、その立会いを相手方に申し込むこと

ができるものとします。

2 当社及び契約者は、前項の申し込みを受けた場合には、自ら必要と判断したときに限り、その申し込みを承諾するものとします。ただし、その立会いに必要な第三者の許諾が得られない場合には、この限りではありません。

3 当社及び契約者は、協議の上、立会いの日程を決定するものとします。

## 第5章 料金

### 第28条 料金の支払義務

1 通信回線卸サービスの提供に係る料金は、毎月支払う利用料金(サービス基本料金、契約者回線利用料金、パケット通信料等)、導入初期費用、その他諸手続きに関する料金とし、別途料金表に定めます。

2 通信回線卸サービスの契約者は、当社が通信回線卸サービスの提供を開始した日から起算して、利用契約の解除完了日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

3 利用期間中に、当社の責に帰さない次の事由により通信回線卸サービスを利用することができない状態が生じたときは、通信回線卸サービスの契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

① 利用の一時中断をしたとき

② 利用の中止(第49条)または利用の停止(第50条)があったとき

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

### 第29条 料金の計算方法

1 当社は、通信回線卸サービスの契約者が利用契約に基づき毎月支払う料金を料金月(暦月をいいます。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って計算します。

2 料金の計算は、料金表に記載する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

3 当社は、利用料金をその利用日数に応じて日割は行いません。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。(端数処理)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき行う消費税相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

### 第30条 料金の支払方法

1 通信回線卸サービスの契約者は、料金について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うものとします。

2 料金の支払方法は、次のいずれか一つとします。

- ① 預金口座振替による支払い。
- ② 銀行振込みによる支払い。
- ③ 通信回線卸サービスの契約者ごとに当社が承諾した方法による支払い。

3 通信回線卸サービスの契約者は、料金の支払いが預金口座振替または郵便局自動払込等による場合、これらに係る手数料も同時に支払うものとします。

4 契約者と収納代行会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、契約当事者双方で解決するものとし、当社には一切責任はないものとします。

### 第31条 LTEオプション料の支払義務

契約者は、回線卸契約ごとに、LTE通信が行われた料金月について、別途料金表に定めるLTEオプション料の支払いを要します。

### 第32条 ユニバーサルサービス料の支払義務

1 契約者は、その料金月に締結していた回線卸契約について、別途料金表に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

### 第33条 消費税相当額の加算

この約款により支払いを要する額は、料金表に記載する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第34条 預託金

1 契約者は、次の場合には、通信回線卸サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- ① 契約の申込みの承諾を受けたとき。
- ② 第50条(利用の停止)第1項第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1回線あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金は、無利息とします。

4 当社は、その契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。



5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

#### 第35条 割増金

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第36条 延滞利息

通信回線卸サービスの契約者は、料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.6%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日(以下この条において「指定日」といいます。)までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

### 第6章 特定データ通信機器の利用

#### 第37条 UIMカードの貸与

1 当社は、契約者(WiMAX2+通信をご利用の契約者に限る)に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の回線卸契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

#### 第38条 電話番号その他の情報の登録等

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

#### 第39条 UIMカードの情報消去及び破棄

契約者は、当社から貸与中のUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただくか、当社へそのUIMカードを返却していただきます。

#### 第40条 UIMカードの管理責任

1 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただき

ます。

3 当社は、契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとしします。

#### 第41条 UIMカード暗証番号

契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号(そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

#### 第42条 特定データ通信機器の接続

1 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、特定データ通信機器(当社及び協定事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの及び通信回線卸サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

① その接続が端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号。以下「端末技術基準」といいます。)に適合しないとき。

② その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が端末技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

① 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

② 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その特定データ通信機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線への特定データ通信機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 第43条 特定データ通信機器に異常がある場合等の検査

1 当社は、特定データ通信機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その特定データ通信機器の接続が端末技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 契約者は、第1項の検査を行った結果、特定データ通信機器が端末技術基準に適合していると認められないときは、その特定データ通信機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

#### 第44条 特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

1 契約者は、特定データ通信機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社又は協定事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その特定データ通信機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 契約者は、前項の検査等の結果、特定データ通信機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その特定データ通信機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

#### 第45条 特定データ通信機器の電波法に基づく検査

前条に規定する検査のほか、特定データ通信機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

## 第7章 利用上の制限

### 第46条 利用の制限

1 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づいて協定事業者が行う回線の利用に制限が生じた場合（ただし、協定事業者が行う契約回線の利用制限につき当社に責めがある場合を除きます。以下同様とします。）、通信を一時的に制限することがあります。

2 当社は、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先させるとき、又は通信回線卸サービスの契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をしたときには、通信回線卸サービスの利用の制限をすることがあります。

3 前各項の場合、通信回線卸サービスの契約者は当社に対し、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

#### 第47条 その他利用の制限

- 1 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
  - ① WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社又は協定事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は協定事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は協定事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。
  - ② WiMAX2+通信及びLTE通信の通信量の合計による速度制限について、各料金種別において定められる条件により通信速度を制限すること。
  - ③ 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が通信回線卸サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- 2 当社は、第46条(利用の制限)及び第47条(その他利用の制限)の規定によるほか、当社又は協定事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは協定事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

#### 第48条 通信の条件

- 1 契約者は、当社若しくは協定事業者が別に定めるサービス区域内に特定データ通信機器が在圏している場合に限り通信を行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 通信回線卸サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 通信回線卸サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 当社は、1の特定データ通信機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信することとなるときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過する符号の全部若しくは一部を破棄できるものとします。
- 6 電波状況等により、通信回線卸サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

## 第8章 利用の中止及び停止

### 第49条 利用の中止

当社は、次の場合には、通信回線卸サービスの利用を中止することがあります。

この場合には、あらかじめ契約者に書面又は電子メールでその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

- ① 当社又は協定事業者の電気通信設備の保守又は工事の都合上必要なとき。
- ② 当社又は協定事業者の電気通信設備に障害が発生したとき。
- ③ 協定事業者その他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより通信回線卸サービスの提供が困難になったとき。
- ④ 天災地変あるいは協定事業者の責に帰す事由など、当社の責に帰し得ない事由により通信回線卸サービスの提供が困難になったとき。
- ⑤ 第46条(利用の制限)及び第47条(その他利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

### 第50条 利用の停止

1 当社は、通信回線卸サービスの契約者の行為が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、6ヶ月以内で当社が定める期間、通信回線卸サービスの利用を停止することがあります。

あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

- ① 第7条(再卸の禁止)に反する行為を行ったとき。
- ② 違法な態様又は明らかに公序良俗に反する目的で、通信回線卸サービスを利用したと当社が判断したとき。
- ③ 当社が提供する通信回線卸サービスを直接又は間接に利用する者に対して、重大な支障を与えると当社が判断した場合。
- ④ 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の通信回線卸サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ⑤ 第58条(禁止事項)に該当する行為を行ったとき。
- ⑥ 第12条(利用者等への対応)第1項6号に反する行為を行ったとき。
- ⑦ 第43条(特定データ通信機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- ⑧ 第44条(特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は、第45条(特定データ通信機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- ⑨ 前各号の他、この約款の規定に違反する行為で、当社、協定事業者又は第三者の業務遂行又

は当社、協定事業者又は第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼすとき、又は及ぼす虞のあるとき。

- ⑩ 通信回線卸サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- ⑪ 第18条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- ⑫ 第34条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

2 契約者が、停止期間経過後も前項に該当している場合は、引き続き停止させていただくか、第10条(当社が行う卸契約の解除)又は第22条(当社が行う回線卸契約の解除)の定めにより卸契約又は回線卸契約を解除することがあります。

## 第9章 保守

### 第51条 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

### 第52条 契約者の維持責任

- 1 契約者は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

### 第53条 切分責任

当社及び契約者は、その接続に係る通信に著しい支障が生じたときは、自己の電気通信設備に故障がないことを確認の上、相手方に電気通信設備の修理を請求するものとします。契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

### 第54条 修理又は復旧

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第10章 損害賠償

### 第55条 利用不能による直接損害

1 当社は、通信回線卸サービスを提供すべき場合において、当社及び協定事業者の故意又は重過失により通信回線卸サービスが全く利用できない状態（その利用契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「利用不能」といいます。）となり、そのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、契約者からの損害賠償請求に応じます。ただし、通信回線卸サービスの契約者に利用不能による請求事由が生じた日から60日を経過するまでに、当社に賠償の請求をしなかったときは、通信回線卸サービスの契約者はその権利を失うものとします。

2 当社が、通信回線卸サービスの契約者に対して負う利用不能にともなう賠償責任の範囲は、通信回線卸サービスの契約者に現実に生じた通常損害の範囲に限るものとし、かつ、その限度額は、利用不能の状態を当社が認知した時刻から利用不能が継続した時間を24で除した数（小数点以下の端数切捨て）を賠償の対象換算日数とし、これに当月支払う定額料金部分（消費税込み）の30分の1を乗じた金額の範囲を超えないものとします。なお、この金額を、契約者が毎月支払う料金から翌月以降の料金請求において減額調整します。

3 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力によるもの又は当社の軽過失により通信回線卸サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責めを負わないものとします。

### 第56条 免責事項

1 当社は、通信回線卸サービスの利用を通じて、通信回線卸サービスの契約者が被った損害又は損失などについて、第55条（利用不能による直接損害）に定める場合を除き、損害賠償責任ならびに損失補償責任及びその他一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、通信回線卸サービスの契約者が通信回線卸サービスを利用することにより入手した情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性又はウイルス侵入の有無、その他一切について何らの保証も行いません。

3 当社は、通信回線卸サービスの契約者による通信回線卸サービスの利用若しくは利用不能、又は通信回線卸サービスの契約者に対するサポートサービスの提供若しくは提供不能の結果として生じる通信回線卸サービスの契約者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他契約者が被るべき一切の金銭的及び非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 通信回線卸サービスの契約者に、第46条（利用の制限）、第47条（その他利用の制限）、第48条（通信の条件）、第49条（利用の中止）、第50条（利用の停止）に定める事由により損害が発生した場合であっても、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社は一切の責任を負いません。



## 第11章 雑則

### 第57条 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

### 第58条 禁止事項

1 当社は、契約者に通信回線卸サービスを利用した以下の行為を禁止します。

- ① 他人(当社を含み、以下同じとします。)の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はその虞のある行為
- ② 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- ③ 他人が嫌悪感を抱く、又はその虞のある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- ④ 他人になりすましてサービスを利用する行為
- ⑤ 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はその虞のある行為
- ⑥ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はその虞のある行為
- ⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ⑧ 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- ⑨ 無限連鎖講(ねずみ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑩ 他人のWEB ページ等、通信回線卸サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- ⑪ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載若しくは他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑬ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑭ 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます。)で、その管理者の意向に反する内容又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為
- ⑮ 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- ⑯ 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を誘発又は助長する態様でリンクを張る行為

- ⑰ 契約者は、特定データ通信機器を分解もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導線を連絡してはならないものとします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は特定データ通信機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- ⑱ その他法令に違反する行為ならびに当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者は、当社から契約者に対する通信回線卸サービスの提供に関し発生する疑義又は争いについては、当社と契約者との間で解決し、協定事業者に対し何ら請求又は苦情の申し立てを行ってはならないものとします。

#### 第59条 他の電気通信事業者への通知

契約者は、第9条(契約者が行う卸契約の解除)、第10条(当社が行う卸契約の解除)又は第11条(卸契約の終了)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が別に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第60条 秘密保持及び個人情報の保護

- 1 当社は、通信回線卸サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報あるいは秘密情報があるとき、本人以外の第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその義務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときはこの限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定のほか、次の各号の場合を除き、通信回線卸サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報あるいは秘密情報を通信回線卸サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しません。
- ① 当社に関連する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合
  - ② 個人情報を適切かつ厳重に管理するよう契約等で義務づけた業務委託先に対し、通信回線卸サービス提供に必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
  - ③ 業務の遂行上必要な範囲で協定事業者に個人情報あるいは秘密情報を提供する場合
  - ④ 通信回線卸サービスのサービス向上等の目的で、個人情報(WEB サイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況なども含みます。)を集計及び分析等を行う場合
  - ⑤ 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
  - ⑥ 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者に電子メール等を送付する場合
  - ⑦ その他任意に契約者の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合
- 3 通信回線卸サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

4 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」の第4条（発信者情報の開示請求等）第1項各号に該当する請求があったときは、前2項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

#### 第61条 期限の利益喪失

1 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- ① 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- ② 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- ③ 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- ④ 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- ⑤ 契約者について電気通信事業の登録が取り消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）。
- ⑥ 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- ⑦ 契約者の所在が不明であるとき。
- ⑧ その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認められるとき。
- ⑨ 契約者が第34条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

2 契約者は、前項に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに通信回線卸サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### 第62条 認定機器以外の無線機器の扱い

契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

#### 第63条 検査等のための無線機器の持込み

契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- ① 第43条（特定データ通信機器に異常がある場合等の検査）及び第44条（特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- ② その他当社が必要と認めるとき。

#### 第64条 書面解除時の特例措置

当社は、契約者が事業法第26条の3の規定に基づく利用者からの申出に伴って回線卸契約を解除し又はサービス基本料金の料金種別の変更を取り消そうとする場合であって、当社が別に定める方法により下表の中欄に規定する受付期間内にその旨の申出を行ったときは、その回線卸契約について、この規約の他の条項の規定にかかわらず、同表の右欄に規定する取扱いを行います。

区 別	受付期間	書面解除時の取扱い
(1) 卸契約を解除する場合	提供開始日から起算して8日を経過するまでの間	その契約解除までに提供された通信回線卸サービスの料金(事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に準じて算出した額とします。)及び登録料以外の料金の支払いを要しません。
(2) サービス基本料金の料金種別の変更を取り消す場合	変更後の料金種別の適用を開始した日から起算して8日を経過するまでの間	速やかに変更前の状態に復します。この場合、契約者は、変更後の料金種別の適用を開始した日に遡って、変更前の料金種別に基づき算出した料金の支払いを要します。

#### 第65条 約款の有効性

この約款の一部に法的拘束力が無効とされた場合であっても、この約款の残りの部分は引き続き有効性を維持するものとします。

#### 第66条 準拠法

この約款に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第67条 合意管轄

契約者と当社との間に生じる訴訟及びこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 《附 則》

平成22年10月31日 制定、施行

平成23年 9月 1日 改定

平成26年 7月10日 改定

平成28年 6月 15日 改定

平成29年 4月 3日 改定

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1)新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2)放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3)通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社